

## 母畑地区実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
石川町	母畑地区	令和4年1月31日	令和4年1月31日

### 1 対象地区の現状について

①地区内の耕地面積	282ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	142.9ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	76.76ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	58.01ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.73ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	13.5ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

<p>母畑地区の農地の状況については、70歳以上で後継者未定の耕作面積が58.01ha、中心経営体の引き受け意向のある耕作面積が13.5haであり、耕作者未定の農地を補うことができず、今後地区の農業を守り維持していくためには後継者の確保、育成が必要である。</p> <p>【地域の話し合いにおいて出された課題】</p> <p>①イノシシをはじめとした鳥獣害がひどく、営農に支障をきたしている。</p> <p>②後継者がおらず、将来の担い手がない。</p> <p>③傾斜地であることから法面が大きく、草刈りに労力がかかる。</p> <p>④中山間協定を活用して農地の維持をしている地区がいくつかあるが、高齢化及び協定の引き受け手の減少により協定の継続が難しくなっている。</p>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>母畑地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者3名及びその他経営体1名が担っていく。また、今後地域内に新規就農者や後継者が就農した場合には中心経営体に位置づけ農地の集積・集約化により効率的に活用していく。</p>
--

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	4経営体		6.8 ha		20.3 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>・鳥獣被害防止対策の取組方針 鳥獣害の被害を抑えるため、圃場の集約を行い町の補助金を活用した電気柵を導入する。</p>
<p>・後継者及び新規就農者確保のための取組方針 平野部と比較し中山間地は条件不利地であることから、中山間地で就農する農業者に対してインセンティブ(空き家の提供、農地の無償貸与等)を与える取組みを地域全体で行い、新規就農者を呼び込む。</p>
<p>・農地の維持・管理への取組方針 草刈りにかかる費用・労力の削減のため、防草ネット又は雑草が生えにくくなるグランドカバーの導入やシルバー人材への草刈りの作業委託を検討し、地域の中心経営体が営農に集中できるようにする。</p>
<p>・中山間協定の活用方針 中山間協定の負担軽減のため、労力削減・事務の簡略化のための取組みを検討する。</p>